

日田市規則第14号

日田市景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

日田市長 椋野 美智子

日田市景観条例施行規則の一部を改正する規則

日田市景観条例施行規則（平成4年規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 行為の届出等（ <u>第2条の2</u> —第7条）	目次 第1章 略 第2章 行為の届出等（ <u>第3条</u> —第7条）

第3章～第5章 略

附則

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外のもので規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの

(2)及び(3) 略

(4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの

(5) 高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの

(6) ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

(7) 屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの

第3章～第5章 略

附則

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外のもので規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの (建築物に該当するものを除く。)

(2)及び(3) 略

(4) 装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの

(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

(6) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの

(7) 立体駐車場 (建築物に該当するものを除く。)

(8) ゴルフ練習場その他これに類するもの (建築物に該当するものを除く。)

(9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの (建築物に該当するものを除く。)

(10) 屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの (建築物に該当するものを除く。)

(8) 立体駐車場

(9) 略

(景観計画の提案)

第2条の2 法第11条第1項又は第2項の規定による景観計画の策定又は変更の提案（第3号及び第5号において「計画提案」という。）は、景観計画提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 景観計画の素案

(2) 法第11条第3項の同意を得たことを証する書類

(3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

(4) 景観計画の素案の対象となる土地の区域（次項及び第3項において「提案区域」という。）内に存する全ての土地及び建築物の登記事項証明書及び公図の写し

(5) 計画提案を行う理由を記した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により景観計画提案書の提出があった場合は、速やかに、次に掲げる事項を公告するとともに、当該景観計画提案書を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 景観計画提案書の縦覧場所

(2) 提案区域

(11) 略

3 前項の規定による公告があった場合において、提案区域の土地所有者等（提案区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者）は、景観計画提案書について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出するものとする。

4 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案についての通知書（様式第1号の2）により行うものとする。

（景観計画区域内における行為の届出）

第3条 条例第10条第1項に規定する行為の届出は、建築行為等届出書（様式第1号の3）2通を市長に提出しなければならない。

2及び3 略

（景観形成重点地区における届出を要する行為）

第4条 条例第10条第2項第3号に規定する届出が必要と認める行為で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

（通常の管理行為等）

（景観計画区域内における行為の届出）

第3条 条例第10条第1項に規定する行為の届出は、建築行為等届出書（様式第1号）2通を市長に提出しなければならない。

2及び3 略

（景観形成重点地区における届出を要する行為）

第4条 条例第10条第2項第4号に規定する届出が必要と認める行為で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

（通常の管理行為等）

第5条 小鹿田焼の里景観形成重点地区において条例第12条第1項第1号に規定する規則で定める通常の管理行為等は、日田市森林整備計画に基づく施業行為とする。

別表第1（第3条関係）

景観計画区域（小鹿田焼の里景観形成重点地区を除く。）

行為	図書		
	種類	部数	備考
建築物の新築、増改築若しくは移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は除却	略		様式第1号の3(その1)
略			

第5条 小鹿田焼の里景観形成重点地区において条例第12条第1項第1号に規定する規則で定める通常の管理行為等は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林業又は窯業を営むための土地の形質の変更
- (2) 泉源を目的とする土地の形質の変更
- (3) 農林業又は窯業を営むための屋外における物件の堆積
- (4) 日田市森林整備計画に基づく施業行為（木竹の植栽又は伐採を除く。）

別表第1（第3条関係）

行為	図書		
	種類	部数	備考
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え	略		様式第1号(その1)
略			

<u>工作物</u> の新設、増改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	略
<u>宅地</u> その他の土地の形質の変更	略
略	

別表第2（第3条関係）

小鹿田焼の里景観形成重点地区

行為	図書			
	種類	縮尺	部数	備考

<u>工作物等</u> の新設、増改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 <u>（広告物の設置又は外観の変更を含む。）</u>	略
<u>宅地の造成</u> その他の土地の形質の変更、 <u>土石類等の採取等、物件の堆積等</u>	略
略	

別表第2（第3条関係）

小鹿田焼の里景観形成重点地区

行為	図書			
	種類	縮尺	部数	備考

建築物の新築、増改築若しくは移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更	略	様式第1号の3(その2)
工作物の新設、増改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	略	

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	略			様式第1号(その2)
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	略			様式第1号(その3)
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	5,000分の1以上	2	様式第1号(その4)
	設計図書	200分の1以上	2	

	現況カラー写真		2
木竹の植栽又は伐採	付近見取図	5,000分の1以上	2
	現況カラー写真		2
屋外における物件の堆積	付近見取図	5,000分の1以上	2
	設計図書	200分の1以上	2
	現況カラー写真		2

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。